

「エアロゾル研究」投稿規定

2026年6月最終改定

1. 総則

- 1.1 本誌はエアロゾルに関連した諸分野において、価値ある事実または結論を含む原著論文と、会員に有用な特集記事、解説記事、一般記事を掲載する。
- 1.2 投稿原稿の著者の少なくとも一人は本会会員でなければならない。ただし、編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- 1.3 本誌に掲載された論文や記事の著作権については、別に定める著作権規定による。

2. 原稿の種別

2.1 原著論文 (Original paper)

論文は研究論文、技術論文、レビューペーパー、研究速報、ノート、討論の6種類とし、いずれも他の学術的刊行物に公表（投稿準備中のもも含む）されていないものに限る（ただし、特許公開および公告公報等、大学の学位論文・テクニカルレポート等、本会や他学会の大会・研究会・国際会議等の予稿集・プロシーディング等、公共性の高いプレプリントサーバは除く）。また、この内容は「特集」に含まれることがある（研究速報、ノート、討論を除く）。

2.1.1 研究論文 (Research paper)

研究対象や方法あるいは結果の独創性・創造性があり、かつ価値のある事実または結論を含む報告

2.1.2 技術論文 (Technical paper)

エアロゾルに関する実用的な価値のあるデータや新しい技術について技術研究や調査などの報告

2.1.3 レビューペーパー (Review paper)

特定の研究・技術に関する既往の研究についての調査報告であり、独創的な視点に基づく整理と考察であり、新規で価値のある分析結果または指針などを含む報告

2.1.4 研究速報 (Letter)

独創的な研究で価値のある事実または結論を含み、特に速やかに発表する必要がある報告（詳細は後日、研究論文または技術論文として投稿されることが期待される）

2.1.5 ノート (Note)

断片的であっても、価値のある事実または結論を含む報告

2.1.6 討論 (Discussion)

掲載された原著論文の内容について誌上で行う質疑

2.2 特集記事 (Feature article)

編集委員会が示した特定の研究あるいは技術に関する最近のおよび／または既往の重要な結果ならびに動向に対して、エアロゾル分野の研究者および技術者が理解可能な論理的な説明。編集委員会からの依頼原稿、あるいは会員からの投稿による。著者が希望する場合は、特集記事を原著論文（研究論文、技術論文、またはレビューペーパー）として投稿できる。ただしその場合は、原著論文と同様の審査を受ける。

2.3 解説記事 (Interpretive article)

通常は複数の記事をもって各号の「特集」とする特集記事とは別に、単独の記事あるいは複数号に渡る連載記事となることを企図した解説。内容は、特集記事と同様な水準を持つものとする。編集委員会からの依頼原稿、あるいは会員からの投稿による。著者が希望する場合は、解説記事を原著論文（研究論文、技術論文、またはレビューペーパー）として投稿できる。ただしその場合は、原著論文と同様の審査を受ける。

2.4 一般記事

一般記事は、(1)巻頭言、(2)提言、(3)アラカルト、(4)マイウェイ、(5)ニューフェイス（学位論文紹介）、(6)行事報告（行事・会議・受賞など）、(7)エアロゾル・スクエア、(8)その他（研究室紹介、井伊谷賞その後、書評、若手会のひろばなど）よりなる。

また、企業との連携強化、学会活動の活発化を目的として下記の記事を設ける。

2.4.1 企業活動紹介 (Corporate activity)

法人会員または企業に所属する個人会員による活動紹介記事。製品の開発状況、新製品の紹介、学会員との交流活動、国際交流活動など学会員にとって有益な情報を提供する。

2.4.2 製品紹介 (Product review)

法人会員または企業に所属する個人会員による製品の紹介記事。所属外の研究者および技術者に執筆を依頼しても良い。単なる製品の紹介に留まらず詳細情報、使用体験や実測データを提示する。エアロゾル研究誌の学術的価値の向上、企業・学会の関係強化、学会活動の活性化、分野全体の発展に貢献することを目的とする。投稿にあたっては利益相反について開示すること。

3. プレプリント

- 3.1 コミュニティに認知されたプレプリントサーバ（例えば、JSTプレプリントサーバ Jxiv など）で公開済または投稿中の原稿に関しても、本誌への投稿を認める。ただし、本誌の査読を受けて修正された原稿や本誌からの出版のために受理された原稿、また、本誌に掲載された原稿はプレプリントサーバに掲載してはならない。
- 3.2 原稿が本誌への掲載を承認された場合、著者はプレプリントを更新して、公開された原稿へのリンクを含めなければならない。

4. 投稿

- 4.1 原稿は和文もしくは英文により作成したものに限り、本”投稿規定”および最新の”[指定テンプレート](#)”に従って執筆するものとし、これらに準拠しない場合には、原稿を受理しない場合がある。

- 4.2 投稿原稿の長さは、和文、英文とも原則として下記に示すページ数（図表などを含む刷り上がりページ数）以内とする。

原稿は A4 版用紙 1 枚におおむね 35 文字（全角）×32 行、12 ポイントのフォントで記入し、行間はできるだけ空ける。およそ 2 ページで刷り上がり 1 ページとなる。投稿原稿の長さは、和文、英文とも原則として下記に示すページ数（図表などを含む刷り上がりページ数）以内とする。

研究論文	6	ノート	4
技術論文	6	討論	2
レビューペーパー	8	特集記事	6
研究速報	2	解説記事	6
巻頭言	1	エアロゾル・スクエア	1/2
ニューフェイス	4	企業活動紹介・製品紹介	2
マイウェイ、アラカルト、提言、行事報告、その他			2

- 4.3 補足資料（図・表など）を電子付録（Electronic Supplementary Material）として利用可能。冊子体には電子付録の内容は掲載されないが、J-Stage において原著論文が web 上に公開される際に、同時に電子付録も公開される。電子付録の図表などを論文中に用いる場合、その記述を必要とする（Table S1, Fig. S2, ...）。使用できる[ファイル形式](#)や 1 ファイルあたりの[容量](#)の詳細は J-STAGE のサイトを参照のこと。
- 4.4 原著論文、特集記事、解説記事の原稿の投稿は、[電子投稿システム](#)で行う。投稿システムに投稿した日を受付日とする。原稿ファイルと共に、[学会ホームページ](#)に掲載されている投稿チェックシートおよび著作権譲渡書に記入したファイルを用意して投稿すること。電子付録として利用するファイルがある場合は原稿ファイルとは別個のファイルとして用意して投稿すること。査読プロセスを経て、掲載決定後、最終原稿を別途提出する。なお、電子投稿システムを使用できない場合は編集事務局に問い合わせること。
- 4.5 他の出版資料から図や表を使用するときには、あらかじめ著者および発行所に許可を得、出典を明記する。
- 4.6 一般記事の原稿は投稿チェックシートおよび著作権譲渡書とともに、下記の編集事務局宛に電子メールによる送付または郵送すること。編集事務局に到達した日を受付日とし、著者に通知する。

日本エアロゾル学会編集事務局

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 332-6

パブリッシングセンター（株）国際文献社内

Tel: 03-6824-9363 Fax: 03-5206-5332 E-mail は[こちら](#)。ウェブサイトは[こちら](#)。

なお、一般記事の原稿については、編集委員長の承認のもと投稿チェックシートおよび著作権譲渡書の提出を省略することができる。

5. 査読など

- 5.1 原著論文は、複数の査読者によって査読され、査読結果に基づき編集委員会が掲載の採否を決定する。原著論文の審査の流れの詳細は、「[エディタ制による審査の流れ](#)」を参照のこと。特集記事、解説記事の投稿原稿は、複数の査読者による閲読に基づき編集委員会が審査する。一般記事については、編集委員会の判断に基づき審査する。

- 5.2 編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿は、できる限り速やかに再提出する。返送後3ヶ月以内に何の連絡もない場合には「撤回」したものとする。
- 5.3 英文原稿については上記査読とは別に、希望に応じ、または編集委員会の判断に基づき、著者の了解を得て、英語論文に専門的知識を有する研究者による英文校閲を行う。英文校閲に要する費用は投稿者が支払うものとする。
- 5.4 用語ならびに体裁の統一のために、編集委員会において文意を変えない程度の字句の修正を行う場合がある。ただし、修正にあたっては著者の了解を得るものとする。

6. 著者校正

著者校正は1回行う。この時点では印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入は原則として認めない。校正刷りは速やかに校正し返送しなければならない。

7. 費用

7.1 掲載料

原著論文、解説記事および一般記事のうち企業活動紹介・製品紹介については、掲載時に規定の掲載料を支払うものとする。「4.2 投稿原稿の長さ」に示したページ数（以下、規定ページ数とする）を超過した場合は、規定ページを超過した場合の料金を支払うものとする。また、企業活動紹介・製品紹介については、年間を通して広告料を支払い頂いている企業について、毎年2報まで掲載料を規定ページ数の範囲内で免除する（規定ページを超過した分は、その差額を支払うものとする）。企業活動紹介1報・製品紹介1報、もしくは製品紹介2報など、組み合わせは自由とする。

【掲載料】

規定ページ範囲内（単位：円）

	種別	刷り上がりのページ数								
		1	2	3	4	5	6	7	8	
規定ページ	2	研究速報／討論 など	12,000	14,000						
	4	ノート	12,000	14,000	16,000	18,000				
	6	研究・技術論文／解説記事	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000		
	8	レビューペーパー	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000

規定ページを超過した場合（単位：円）

	種別	超過したページ数			以降
		+1	+2	+3	
規定ページ	2	16,000	18,000	23,000	1ページ増すごとに5,000円ずつ加算
	4	20,000	22,000	27,000	
	6	24,000	26,000	31,000	
	8	28,000	30,000	35,000	

【カラー印刷】

カラー印刷については、編集委員会が認めた場合に限り利用できるものとする。ただし、その経費は、著者が支払うものとする。1ページにつき別途40,000円（ただし、編集委員会より依頼した特集記事、解説記事および一般記事の場合は1ページ目を10,000円、2ページ目以降1ページにつき40,000円とする。）が必要となる。

【依頼稿】

「特集」のため、編集委員会から依頼した原稿の掲載料および原稿料は以下の通りとする。

種別	掲載料の請求	原稿料の支払い
研究論文・技術論文	する	する
特集記事	しない	する
レビューペーパー	する	する
解説記事	しない	する

7.2 別刷代

別刷は希望者について以下の費用で提供する。

【別刷代】（参考 2024年4月1日現在）（単位：円）

部数	2ページまで	4ページまで	6ページまで	8ページまで	12ページまで	16ページまで
50部	12,000	19,000	22,000	25,000	31,000	37,000
100部	13,000	20,000	23,000	26,000	32,000	38,000
150部	14,000	21,000	24,000	27,000	33,000	39,000
200部	15,000	23,000	26,000	29,000	35,000	41,000
250部	16,000	25,000	29,000	30,000	38,000	46,000
300部	17,000	26,000	30,000	34,000	42,000	50,000

※ カラー印刷の場合は1ページ@100円×部数を別途加算する。また、原著論文、特集記事、解説記事、一般記事のPDFファイルを希望する場合は2,000円で提供する。

8. 電子ジャーナルへの掲載

- 8.1 原著論文（研究論文、技術論文、レビューペーパー、研究速報、ノート、討論）、特集記事および解説記事については、同一内容を [J-STAGE](#) 上に電子ジャーナルとして公開する。また、電子付録がある場合も、同時に公開される。なお、原著論文は掲載と同時に、特集記事および解説記事については掲載から1年後にオープンアクセスとする。
- 8.2 図表は冊子版で白黒の場合でも編集委員会が認めた場合は、電子ジャーナル上でカラーを使用することができる。ただし、その経費（図、表は1点につき別途1,000円）は、著者が支払うものとする。また、図や表の説明（キャプション）の増減によって、ページの組版に影響するので、キャプションは冊子版と同一になるよう図表を作成する。なお、電子ジャーナルのみカラー掲載の場合はキャプションの最後に“(Online version in color.)”と記載する。電子ジャーナルにカラー掲載を希望する場合は、投稿時にカラー図面も同時に提出する。また、電子付録を利用する際は1ファイルにつき2,000円を必要とする。

9. 顕微鏡写真についての注意事項

顕微鏡画像に関しては以下の注意事項に従って作成すること。

- 9.1 顕微鏡画像のコントラストや明るさを調整するときは、画像全体に、線形変換で処理を施す。画像の一部のみの調整や、特定の部位のみが強調されるような処理は行わない。
- 9.2 二つ以上の異なった顕微鏡画像を一つの画像に見えるようにするなど、画像の切り貼りを行わない。
- 9.3 顕微鏡画像の一部に画像処理・操作を行い、オリジナル画像にない試料の特徴(粒子個数やサイズ、色など)を付与したり、オリジナル画像に見られる特徴をなくしたりしてはならない。
- 9.4 上記9.3について、画像処理・操作を行ったことが図から明らかであり(矢印や枠線で示されているなど)、読者に誤解を与えない場合は、一概に禁止されるものではない。読者が誤解する可能性のある画像処理・操作は、図を見ただけでわかるように表示し、キャプションや本文にその旨明記する。
- 9.5 顕微鏡画像の縮尺はスケールバーなどを用いて明示し、単に倍率のみの表示(例えば「×1000」)は印刷倍率に依存するため避ける。

10. 和文記事の英文化・掲載について

受理された和文の原著論文、特集記事、解説記事および一般記事のうち企業活動紹介・製品紹介について、希望者は英文原稿を併載することができる。また英文化に際しては生成AI等を用いても良い。英文化原稿の掲載を希望する場合は、和文版と英文版両方の掲載料を支払う必要がある(依頼原稿で和文の掲載料が無料となる場合も、英文化原稿の掲載料は必要となる)。また原稿が [J-STAGE](#) 上に掲載される場合は、英文化原稿も [J-STAGE](#) 上に掲載される。和文原稿と英文化原稿には、それぞれ異なるDOIが付与される。なお利用にあたっては下記の点に注意する。

- 10.1 英文は、著者責任でオリジナルの和文と意味が変わらないように細心の注意を払う。
- 10.2 生成AIを用いた場合はその正式名称とバージョン名を明らかにする。
- 10.3 万が一英文と和文の意味が異なる場合、または英文の意味が明確でない場合は、和文が正しいとする。

11. 倫理的配慮について

例えば災害での被災地や被災者に対する調査・研究に基づく原稿においては、被災者の心理的負担にならないよう表現に配慮がなされる必要がある。学術的価値が認められる場合であっても、その表現方法によっては、編集委員会から修正依頼が出されることもある。なお、この倫理的配慮は被災の場合に限らず、他の様々な局面においても編集委員会の判断により適用する。

12. その他

12.1 雑誌発行後の訂正

- 12.1.1 印刷上の誤りについては、著者より申し出があった場合、これを掲載する。
- 12.1.2 印刷上の誤り以外の訂正、追加などは原則として認めない。ただし、著者より申し出があり、編集委員

会がそれを適当と認めたものについては掲載する。

12.2 原稿料による掲載料等への充当

12.2.1 著者の申し出により、依頼原稿で発生した原稿料を掲載料（カラー印刷代、電子ジャーナルカラー掲載料、電子付録使用料）等に充当することができる。

1985年12月制定
2004年11月改正
2007年1月改正
2008年8月改正
2010年3月改正
2013年2月改正
2015年4月改定
2017年6月改定
2017年12月改定
2020年2月改定
2021年5月改定
2022年2月改定
2024年4月改定
2026年6月最終改定